

雇用保険法の一部改正について 施行期日：令和4年1月1日

～副業・兼業に係る雇用保険での対応～

改正の概要

「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」については、雇用保険法の適用除外とされているところ、令和4年1月1日より、65歳以上の労働者を対象に、本人の申出を起点に、2つの事業所の労働時間を合算して「週の所定労働時間20時間以上である」ことを基準として雇用保険を適用する制度（※）が施行されることとなります。

※制度の対象者となる要件

- ① 2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者
- ② ①のそれぞれ1の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満（下限5時間以上）
- ③ ①のうち2の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上



現行制度

- ・1事業所で週所定労働時間が20時間以上の者は適用する。
- ・複数の事業所で就労する場合は、それぞれの事業所ごとに適用要件を判断する（労働時間を合算しない）。

主な改正内容

- ・65歳以上の者を対象として、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度を試行する。

（例）

A事業所	週・所定 14h
B事業所	週・所定 10h

A事業所
を離職

A事業所	週・所定 0h
B事業所	週・所定 10h

AとBを合算して20時間以上であるため、労働者の申出を起点として雇用保険を適用

Aを離職し、20時間を下回るため、Aで支払われていた賃金額を基礎として給付し、被保険者ではなくなるため、以後、保険料を徴収しない。

小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援について

～小学校休業等対応助成金・支援金を再開します～

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども



●助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 1.0 / 1.0

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額 × 有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※ 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限：13,500円（申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円）

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

●申請期間

① 令和3年 8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日（月）必着
② 令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年 2月28日（月）必着

支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。